

＼（飲食店、小売店の皆様へ）／

「草加市地場農産物使用推進店」 になりませんか？

草加市では草加産の農産物等のファンを増やし、地産地消の推進、知名度の向上を図るため、PRしていただける飲食店・小売店を「草加市地場農産物使用推進店」として登録する取り組み実施しています。

◆草加市地場農産物使用推進店になると◆

- ① 市ホームページや「地産地消マップ」等であなたのお店の情報を発信します。
- ② 推進店には「看板」等のPR品を無料で貸し出します。
- ③ 「草加市地場農産物使用推進店登録証」を交付します。



◆登録について◆

- ① 推進店の登録を受けようとする飲食店及び小売店は裏面の登録要件を満たす必要があります。
- ② 「草加市地場農産物使用推進店」登録申請書に必要事項を記入し、下記担当まで提出してください。

詳しくはこちら→



お問合せ先

〒340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1

草加市自治文化部都市農業振興課

T E L 048-922-0842

F A X 048-922-3406

M A I L toshinogyo@city.soka.saitama.jp

〈登録要件〉

共通事項	<ol style="list-style-type: none">(1) 食品衛生法、JAS法等関係法令を遵守していること。(2) 地場農産物を積極的に使用すること。(3) 推進店に登録された後に、市が配布するPR品（看板等）を店舗又は売場に掲示すること。(4) 申請書記載内容の公開（ホームページ及び広報紙への掲載並びにマスコミ等への紹介）を承諾し、食育・地産地消の推進のためのアンケート等に協力すること。(5) 市内農業者の販路拡大、地産地消の推進等のために協力すること。
------	---

飲食店の認定基準（飲食店、ホテル、旅館等）

飲食店	<ol style="list-style-type: none">(1) 店舗において地場農産物を使用した飲食物を直接消費者に提供すること。(2) 食材として使用した地場農産物をメニュー等に表示するよう努めること。(3) 推進店に登録された後においても、地場農産物を使ったメニュー等を増やすことに努めること。
-----	---

小売店の認定基準（スーパー、青果店、量販店、直売所、菓子店、土産物店等）

小売店	<ol style="list-style-type: none">(1) 店舗において地場農産物を直接消費者に販売すること。(2) 地場農産物の「販売コーナー」等の明示をすること又は各農産物等の販売コーナーの中で地場農産物を集積し、ポップ等により草加産であることを明示すること。
-----	---

◆認定までの流れ◆

①登録申請書記入

登録申請書の各項目をご記入ください。申請書はホームページ等への掲載する情報の基礎となりますので、お間違えのないようご記入ください。

②登録申請

ご記入頂いた申請書を都市農業振興課へ提出してください。（郵送、メール可）

③登録審査

提出いただいた登録申請書を確認させていただきます。問題がなければ登録作業に移ります。

④登録

提出いただいた申請書に基づき推進店の登録を行います。
○登録証、PR品等交付 ○市ホームページなどへ掲載

⑤PR

市ホームページや、地場農産物をPRするための様々な媒体を通じてPRを進めていきます。